

5 「^{がんば}顔晴ろうはだのキャッシュバックキャンペーン」参加の要件

市内で営業する飲食サービス事業者のうち、次の要件を満たすもの。

- ア) この事業の趣旨を理解し、不正防止その他の事項について誓約すること。
- イ) 神奈川県が行う「LINE コロナお知らせシステム」に登録し、新型コロナウイルス感染防止の対策に取り組んでいること。

6 募集及び告知等のスケジュール

7月8日	登録店募集・受付開始 (団体連絡ほか、市HP、会議所HP、タウンニュース等にてお知らせ)
22日	市長定例記者会見にて事業の概要を発表
31日	登録店募集第1次締め切り (タウンニュース8月28日号掲出予定の登録店一覧への掲載申込期限)
8月12日	登録店説明会(14時半から 商工会議所にて)
14日	タウンニュースにてキャンペーンの周知、特設WEBサイト開設
15日	広報はだのにてキャンペーンの周知
20日	キャンペーンスタート
28日	タウンニュースにて登録店一覧掲載
10月1日	キャンペーン期間の告知
中旬	キャンペーン終了
11月20日	立替金振込期限

5 実施主体

^{がんば}顔晴ろうはだのキャッシュバックキャンペーン実行委員会

(秦野商工会議所、秦野商工会議所観光飲食部会、秦野飲食店組合、秦野西飲食店喫茶組合、中栄信用金庫、秦野市)

このマニュアルに記載のない事項については、実行委員会事務局へお問い合わせください。

^{がんば}顔晴ろうはだのキャッシュバックキャンペーン実行委員会事務局(秦野商工会議所内)

電話0463-81-1355 FAX0463-82-0273

メールアドレス info@hadano-cci.or.jp

受付時間 平日9時～5時



1 はじめに～「^{がんば}顔晴ろうはだのキャッシュバックキャンペーン」実施に当たって～

「^{がんば}顔晴ろうはだのキャッシュバックキャンペーン」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民生活に閉そく感が漂う中、流行の収束と新しい生活様式による感染拡大防止のもと、経済活動を緩やかに取り戻すため、消費者応援・地域消費喚起策として実施する事業です。

市民は外出の自粛を余儀なくされ、卒業や入学のお祝い、謝恩会や歓送迎会をはじめ、多くの方々と喜びや感謝、悲しみを分かち合うアニバーサリーイベントを中止せざるを得ませんでした。

そこで、ぜひこの事業をきっかけにあなたのお店で、アニバーサリーイベントを開催していただきましょう。
「^{がんば}顔晴ろうはだのキャッシュバックキャンペーン」への参加については、このマニュアルをよく理解したうえ、参加の申し込みをしてください。

2 「^{がんば}顔晴ろうはだのキャッシュバックキャンペーン」の概要

(1) キャッシュバック金額

4人以上のグループで1人当たり平均4,000円以上(消費税を含む)の支払いをした場合に1人当たり1,000円をキャッシュバックします。

(2) キャッシュバック対象

- ア) 参加登録店において4人以上のグループで飲食をされた方
- イ) 冠婚葬祭などで仕出しやケータリングにより4人以上のグループで飲食をされた方

(3) 平均4,000円以上の支払額に含めることができるもの

飲食代に合わせて平均4,000円以上の支払額に含めることができる経費は次のとおりです。いずれも消費税相当分を含みます。

- ア) 参加登録店が発行するお食事券代
- イ) 花束、贈答品、返礼品など、参加登録店が市内の小売店から調達した品物代

(4) キャッシュバックの対象とする決済方法

キャッシュバックの対象とする会計時の決済方法は、現金支払いのほか、クレジットカードその他のキャッシュレス決済など、参加登録店が通常使用しているものでその時点で支払いが確定するものとなります。なお、このキャッシュバックの対象として参加登録店が発行したお食事券での支払いは除きます。

(5) キャッシュバック対象人数

50,000人

(6) キャッシュバック対象期間

令和2年8月20日(木)～5万人到達次第終了(10月中旬見込み)

キャッシュバックの対象は、この期間に飲食し、支払う飲食代等です。期間の終了日は、キャンペーンの利用状況を見て、お知らせします。

(7) キャッシュバックキャンペーン参加費用

登録手数料、事務手数料、換金手数料、換金時の口座振込手数料などの費用負担はありません。**ただし、参加登録店においてお客様へのキャッシュバック金額の一時的な立替を前提とします。**

紙面(7月中受付分のみ)やWEBでお知らせする登録店一覧へ掲載し、ポスターなどお店に設置するための販促物品もお届けします。販売促進、店舗のPRの機会として、ぜひご参加ください。

3 キャッシュバックの流れ

(1) お客様の会計時(4人以上のグループで1人当たり4,000円以上利用された場合)

参加登録店は、キャッシュバックキャンペーンの対象となるお客様にその内容を説明し、「**顔晴ろうはだのキャッシュバックキャンペーン申請書兼受領書**(3枚綴り複写式。以下「申請書」という。)」に利用料金等を記入のうえ、申請・受領欄への署名をお願いします。

(2) 申請

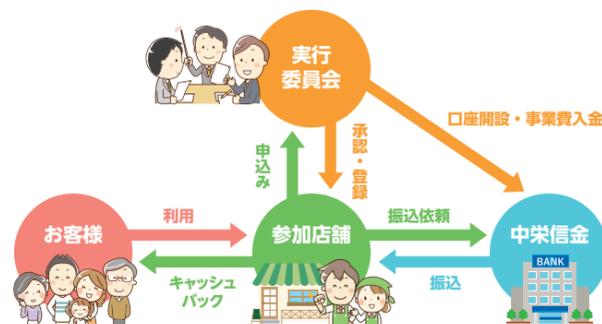
お客様は、参加登録店から受け取った申請書に署名のうえ、その参加登録店に提出します。

(3) 参加登録店からのキャッシュバック

申請書を受領した参加登録店は、申請書と引き換えにキャッシュバック金額を一時的に立て替え、その現金と申請書(申請者控え)を専用封筒に同封し、お客様に手渡します。

(4) 参加登録店への立替金の振込み

給付金を立て替えた参加登録店は、申請書(事務局控えと店舗控え)と任意の振込先口座を記載した「**顔晴ろうはだのキャッシュバックキャンペーン専用振込依頼書**(4枚綴り複写式。以下「振込依頼書」という。)」を中栄信用金庫本店又は市内の支店に提出し、立替金の振込みを依頼します。中栄信用金庫本支店への振込依頼は週1回以上の頻度で行ってください。平日9時から15時までの窓口営業時間内であれば、いつでも可能です。



(5) 書類の保管

参加登録店には、申請書(店舗控え)と振込依頼書(店舗控え)が戻されますので、5年間保管していただきます。

中栄信用金庫は、各店舗で処理した振込後の申請書(事務局控え)と振込依頼書(事務局控え)を取りまとめ、定期的に実行委員会事務局に提出します。

4 キャッシュバックの留意事項

(1) キャッシュバック金額の算定方法

キャッシュバックは、4人以上のグループで、1人当たり平均4,000円以上の支払いをすることが条件です。グループのメンバーの居住地や利用回数による制限はありません。

例1 4人で16,000円以上の支払い(消費税含む)があった場合は対象となります
→ 1,000円×4人で、4,000円をキャッシュバックしてください

※人数の算定に年齢の制限はありません。就学前児童は人数に含めても除外しても構いません。

例2 就学前児童を含む4人の家族が16,000円以上支払った場合は対象となります
→ 1,000円×4人で4,000円をキャッシュバックしてください

例3 就学前児童1人を含む6人のグループが22,000円を支払った場合
→ 就学前児童を含むと22,000円を6人で割るので、1人当たりの平均が3,666円で4,000円を下回り、対象外となります。

就学前児童1人を含む6人のグループが22,000円を支払った場合
→ 就学前児童を除くと、22,000円を5人で割るので、1人当たりの平均が4,400円となるため、対象となります。この場合は、1,000円×5人で5,000円をキャッシュバックしてください

※ただし、就学前児童を除いて1人当たりの平均が4,000円を超えたとしても、対象者が4人を下回る場合は対象外となります。

(2) お客様へのキャッシュバックの手順

キャッシュバックの対象となるお客様の会計ののち、キャッシュバック専用領収証(3枚綴り・キャッシュバック申請書兼受領書と同じもの)の1枚目に発行日、宛名、領収金額、但し書き(飲食費等)、店名、代表者名、取扱事業者番号を記載してください。

併せて、キャッシュバック申請書兼受領書の欄に対象人数、キャッシュバック金額を記載し、お客様に受領の署名をいただいでください。

3枚目に代表者印を押印し、印紙が必要な場合は貼付してください。

キャッシュバック専用封筒にキャッシュバック金額を記載し、自店で用意した現金と3枚目を同封し、お客様に手渡してください。

封筒には、戻ったお金で再度の来店を促すチラシなどを同封することができます。

(3) キャッシュバックした金額の振込依頼手順

振込依頼書に振込を希望する口座の情報その他を記載し、申請書(1枚目・2枚目)と併せて、中栄信用金庫の本店又は市内の支店にて振込みを依頼してください。

◎ 中栄信用金庫 窓口営業時間 平日9時～15時

窓口営業時間内であればいつでも振込依頼は可能で、依頼日の翌々営業日には振込みの手続きがされますが、できる限り週1回以上の頻度で特に週末分については早めに振込依頼をしてください。

振込依頼期限 令和2年11月20日(金)まで